

## 山口市消費生活推進員事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、市民の消費生活の安定及び向上を図り、地域における消費生活の実態を的確に把握し、これを消費者行政に反映するとともに、地域におけるきめ細かい消費者啓発事業を推進し、もって消費者被害の救済や防止に資することを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、山口市消費生活推進員(以下「推進員」という。)を置く。

### (任務)

第3条 推進員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の会合等における消費生活情報の提供
- (2) 地域における消費者啓発講座等の実施
- (3) 地域における各種情報の収集及び報告
- (4) 消費生活相談窓口の紹介
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消費者行政に対する協力

2 前項第1号から第4号までに掲げる事項については、市と連携して行うものとする。

### (委嘱)

第4条 推進員は、20人以内とし、市内に在住し、委嘱時に20歳以上の者であって、次の中から消費者団体会長又は山口市消費生活センター所長が推薦した者を市長が委嘱する。

- (1) 消費者団体の会員
- (2) 消費生活に関心を有し、地域で積極的に活動できる者であって、市が指定する研修を受講できる者
- (3) その他特に市長が認めた者

### (研修)

第5条 推進員は、市、県及び消費者団体が行う研修会等に積極的に参加するものとする。

(任期)

第6条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(庶務)

第7条 推進員の業務に関する庶務は、山口市消費生活センターで行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。